

委託業務における小規模現場の安全衛生管理指針

平成30年4月1日

公益財団法人福島県下水道公社

1. 趣旨

労働安全衛生法（以下「法」とする）により、建設業の工事現場では現場単位の安全衛生担当者を選任し、労働災害を防止する体制の整備が義務づけられている。しかし、委託業務における現場では、現場単位ではなく会社の事業場単位で安全衛生担当者を選任すればよく、現場の安全衛生担当者が不在となるケースが多くみられる。

安全衛生担当者が不在の現場は労働災害の発生確率が高くなる傾向にあるため、本指針により委託業務における小規模現場の安全衛生管理を充実させ、労働災害を未然に防止することを目的とする。

2. 対象

公益財団法人福島県下水道公社が発注する、機械設備、電気設備、通信設備の点検・整備（保守）業務及び緑地管理業務等で、労働者数が常時50人未満の小規模現場を対象とする。

3. 安全衛生管理体制の確立

（1）安全衛生推進者に準ずる者の選任（下請が混在しない単一組織）

法第12条の2、労働安全衛生規則（以下「規則」とする）第12条の2～4の規定を準用し、安全衛生推進者に準ずる者の選任を行うこと。

安全衛生推進者に準ずる者は当該現場において、その事業の実施を統括管理する者（管理技術者及び業務管理責任者等）をもって充てること。

安全衛生推進者に準ずる者が統括管理しなければならない業務は以下のとおりとする。

- ・労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- ・労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- ・健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- ・労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- ・労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの

安全衛生推進者に準ずる者の職務は以下のとおりとする。

- ・施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること
- ・作業環境の点検（環境測定を含む）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること
- ・健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること
- ・安全衛生教育に関すること
- ・異常な事態における応急措置に関すること
- ・労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- ・安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病、休業等の統計の作成に関すること
- ・関係行政機関に対する安全衛生にかかる各種報告、届出等に関すること

安全衛生推進者に準ずる者の知識、経験等は以下のいずれかに該当したものであること。

- ・学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上の安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- ・学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上の安全衛生の実務した経

験を有する者

- ・ 5年以上の安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- ・ 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者（安全衛生推進者養成講習、衛生推進者養成講習）
- ・ 安全管理者及び衛生管理者・労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの資格を有する者

(2) 統括安全衛生責任者に準ずる者の選任（下請混在組織）

法15条、労働安全衛生法施行令（以下「施行令」とする）第7条、規則第18条の2の規定を準用し、統括安全衛生責任者に準ずる者の選任を行うこと。

統括安全衛生責任者に準ずる者は当該現場において、その事業の実施を統括管理する者（管理技術者及び業務管理責任者等）をもって充てること。

統括安全衛生責任者に準ずる者が統括管理しなければならない事項は以下のとおりとする。

- ・ 協議組織の設置及び運営を行うこと
- ・ 作業間の連絡及び調整を行うこと
- ・ 作業場所を巡視すること
- ・ 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと
- ・ 仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと
- ・ 上記に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

(3) 元方安全衛生管理者に準ずる者の選任（下請混在組織）

法15条の2、規則18条の3～5の規定を準用し、元方安全衛生管理者に準ずる者の選任を行うこと。

統括安全衛生責任者に準ずる者は元方安全管理者に準ずる者を兼ねる事ができる。

元方安全衛生管理者に準ずる者は統括衛生責任者に準ずる者の業務の技術的事項を管理すること。

元方安全衛生管理者に準ずる者の資格等は以下のいずれかに該当したものであること。

- ・ 学校教育法による大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後3年以上の建設工事の施工（設備の点検業務の作業等を含む）における安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- ・ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後5年以上の建設工事の施工（設備の点検業務の作業等を含む）における安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- ・ 上記に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定めるもの

(4) 安全衛生責任者に準ずる者の選任（下請混在組織）

法第16条、規則第19条の規定を準用し、下請業者は安全衛生責任者に準ずる者の選任を行うこと。

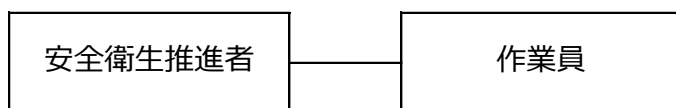
安全衛生責任者に準ずる者の職務は以下のとおりとする。

- ・ 統括安全衛生責任者に準ずる者との連絡
- ・ 統括安全衛生責任者に準ずる者から連絡を受けた事項の関係者への連絡

- ・ 統括安全衛生責任者に準ずる者からの連絡に係る事項のうち当該受注者に係るものの実施についての管理
- ・ 作業手順書作成における作業工程及び機械・設備配置計画等の統括安全衛生責任者に準ずる者との調整
- ・ 作業によって生じる労働災害に係る危険の有無の確認
- ・ 傘下下請業者の安全衛生責任者に準ずる者との作業連絡及び調整

参考（安全衛生組織表の例）

下請けが混在しない単一組織



下請け混在組織

